

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 株式会社 中央技術コンサルタンツ
(2) 代表者氏名 本田 俊昭
(3) 住 所 東京都渋谷区本町1丁目13番3号

2 指名停止措置期間 令和8年2月3日から令和8年8月2日まで (6箇月)

3 事 案 の 概 要

当該業者の東北支店長が、気仙沼市発注の道路設計業務の一般競争入札において、入札に係る設計価格に関する情報を同市職員から事前に受け取り、最低制限価格に近い価格で不正に受注したとして、公契約関係競売等妨害の疑いで令和7年7月21日に宮城県警察に逮捕された。

4 指名停止措置理由

周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領別表1措置基準の14「競売入札妨害又は談合」に該当する。

<指名停止措置要領別表1>

措 置 要 件	期 間
(競売入札妨害又は談合) 14 市工事以外の工事に関し、役員等又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	事実を認定し、指名停止を決定した日から 3箇月以上 24箇月以内

問い合わせ先 周南市 財政部 契約監理課 電話 0834-22-8425